

株式分割に関する基準日設定公告

平成 26 年 3 月 7 日

株主各位

東京都新宿区西新宿七丁目 22 番 36 号
ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 西 岡 孝

当社は、平成 26 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 25 日（火曜日）をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 26 年 3 月 24 日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

以 上

お知らせおよびご注意

- 平成 26 年 3 月 25 日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式の分割に併せ、平成 26 年 3 月 25 日（火曜日）付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。これにより、平成 26 年 3 月 19 日（水曜日）をもって東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関

日本証券代行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
日本証券代行株式会社 代理人部
0120-707-843